

議案第 5 4 号

道の駅グランテラス筑西条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 3 日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市条例第 号

道の駅グランテラス筑西条例の一部を改正する条例

道の駅グランテラス筑西条例（平成 3 1 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 7 号中「屋外広場」を「東側屋外広場」に改め、同項第 1 0 号を次のように改める。

(10) 東側駐車場

第 2 条第 2 項中第 1 1 号を第 1 3 号とし、第 1 0 号の次に次の 2 号を加える。

(11) 西側屋外広場

(12) 西側駐車場

第 1 9 条第 2 項中「市長」を「指定管理者」に改める。

附 則

この条例中第2条の改正規定は市規則で定める日から、第19条の改正規定は公布の日から施行する。